

議案第 38 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年 9 月三宅町条例
第 46 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 2 日提出
三宅町長 森田 浩司

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三宅町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三宅町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の172.5」を「6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(報酬等の内払)

第2条 改正後の条例を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第46号)の一部を改正する条例 新旧対照表 (第1条)

改正後	現行
(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>」とする。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第46号)の一部を改正する条例 新旧対照表 (第2条)

改正後	現行
(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月</u>に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170」とする。	(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。